

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見がある場合は、縦覧期間満了の日までに宮城県経済商工観光部商工金融課に到達するよう意見書を提出することができる。

令和8年5月19日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

フォルテ

柴田郡大河原町字小島2番地1 外

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

SBI新生信託銀行株式会社 代表取締役 岩井 正貴

東京都港区六本木一丁目6番1号

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
新生信託銀行株式会社 代表取締役 岩井 正貴	SBI新生信託銀行株式会社 代表取締役 岩井 正貴
東京都港区六本木一丁目6番1号	東京都港区六本木一丁目6番1号

4 変更の年月日

令和8年4月1日

5 届出年月日

令和8年4月16日

6 縦覧場所

宮城県経済商工観光部商工金融課、宮城県県政情報センター、大河原地方県政情報コーナー及び大河原町役場

7 縦覧期間

令和8年5月19日から令和8年9月24日まで（ただし、閉庁日を除く。）

8 意見書提出先

仙台市青葉区本町三丁目8番1号

宮城県経済商工観光部商工金融課

9 意見書提出に関する注意事項

縦覧場所に備え付けの「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」
(平成19年2月1日経済産業省告示第16号) 及び意見書様式を参考のこと。